

令和8年度 広島県緩和ケアチーム研修（派遣コース） 実施要領

広島県健康福祉局健康づくり推進課

1 目的

県内の国指定がん診療連携拠点病院等に医師及び看護師等多職種による緩和ケアチームメンバーを合同で派遣し研修を実施することで、それぞれの職種が緩和ケアに関する専門的知識や技術の習得を図ることにより、より質の高い緩和ケアを実践する。また、チーム合同で受講することにより、各施設における緩和ケアチーム活動の質を向上させる。

2 実施主体

広島県

3 研修対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 原則として、県内の緩和ケアチームを有する病院の緩和ケアチームのメンバーであること。医師及び看護師のチームメンバーが合同して参加できること。

なお、医師及び看護師以外の職種は、追加で1名まで参加することができる。

- (2) 研修の受講について所属長（病院長）の了承が得られること。

4 研修内容等

県内の緩和ケアに従事する医師等（従事予定の医師を含む）を県内の国指定がん診療連携拠点病院等に派遣し、知識・技能の向上を図るために必要な研修を受講させる。

(1) 研修先施設

知識・技能の向上を図るために必要な研修を実施することができる緩和ケア体制が整備された広島県内の拠点病院等であり、また、当県の受講者を受け入れることが可能な次の施設とする。

研修先施設	住所
広島大学病院	広島市南区霞 1－2－3
県立広島病院	広島市宇品神田 1－5－54
広島市立広島市民病院	広島市中区基町 7－33
広島赤十字・原爆病院	広島市中区千田町 1－9－6
北部医療センター安佐市民病院	広島市安佐北区亀山南 1－2－1
東広島医療センター	東広島市西条町寺家 513
J A尾道総合病院	尾道市平原 1丁目 10－23
福山市民病院	福山市蔵王町 5－23－1
市立三次中央病院	三次市東酒屋町 10531

(2) 派遣人数

1 施設につき 3 名以内、2 施設までとする。

(3) 研修実施時期及び派遣期間

時 期：令和 8 年 9 月～令和 9 年 3 月末

派遣期間：1～2 日程度

※ 詳細については、受講施設と研修先施設間で調整する。

(4) 研修内容

受講施設と研修先施設で調整の上、決定する。

5 受講者の募集

県は、別紙 1「令和 8 年度 緩和ケアチーム研修（派遣コース）受講者募集要項」により受講者の募集を行う。受講を希望する施設は、別紙 2「令和 8 年度緩和ケアチーム研修（派遣コース）受講申込書」にて、県に申し込む。

6 受講者の選考及び決定

県は、提出された受講申込書をもとに選考を行い、選考結果を受講施設長及び研修先施設長宛てに通知する。

7 費用の負担

(1) 研修先施設への謝金については、県が負担する。金額については、原則、研修先施設の規程に基づくこととする。ただし、研修先施設の規程が定まっていない場合は、受講者 1 名につき日額 3,000 円を研修先施設に支払うこととする。

(2) 研修先施設までの交通費については、県の規程に基づき、県が負担する。

8 その他

受講者は、研修終了後に、成果等を別紙 3「令和 8 年度緩和ケアチーム研修（派遣コース）研修成果報告書」により、健康づくり推進課に報告する。